

令和2年5月27日

ご家族様・身元引受人様

社会福祉法人麗寿会

理事長 大屋敷幸志

<面会制限継続のお願い>

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。面会に関しましてはご家族の皆様には長期にわたり大変なご不便をお掛けし申し訳ございません。

新型コロナウイルス感染症に対する神奈川県内の緊急事態宣言は5月25日に解除されましたが、当法人の入所系サービス（特養、ケアハウス、グループホーム）においては、神奈川県からの社会福祉施設向け要請（R2.5.26付発信‘面会は緊急止むを得ない場合を除き、原則として制限すること’）に従い、引き続き「面会制限」を継続することといたしましたのでお知らせします。

「面会制限」させていただく理由は、下記のとおりです。

- ・高齢者の入所施設であり、基礎疾患のある方が多数居られる状況において、ご入居者を感染症から守る必要があること。
- ・緊急事態宣言解除は新型コロナウイルス感染症終息宣言ではなく、今後も、第2波、第3波の可能性があり、介護サービス提供体制を確保しておく必要があること

ただし、新型コロナ感染以外の看取り等、緊急やむを得ない場合には、各施設において一定の対策をとった上での面会が可能です。

今後、流行のさらなる状況改善により、面会制限の見直しは随時行います。

何卒、御理解と御協力をお願いいたします。

以上